

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律等

規制の名称：金融機能の強化及び安定の確保を図るための措置等

規制の区分：新設、改正、拡充、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：2021年3月4日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業への資金繰り支援において、多くの金融機関が貸出を増加させるなど、金融機関の役割の重要性が再認識された。この経験を踏まえ、予見しがたい経済情勢の変化その他やむを得ない事情がある場合には、業態を超えて合併又は転換を行った金融機関であっても、既存の顧客に対して十分な貸出を行う必要がある。

また、地銀等が、生産年齢人口の減少や低金利環境の継続など厳しい経営環境の下、顧客ニーズに対応して貸出に留まらない総合的な金融サービスを提供し、ポストコロナの地域経済の回復・再生に貢献するためには、経営基盤の強化が従来にも増して重要となる。地銀等の経営基盤強化に向けた戦略は様々であり、いずれの戦略を選択するかは各地銀等の経営判断によるが、現下の経営環境の厳しさを踏まえると、地銀等の経営基盤強化の選択肢をさらに拡充する施策が求められる。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応し、こうした措置を講じなければ、予見し難い経済情勢の変化の中で金融機能の強化及び安定が図られなくなるおそれがある。

以上をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融機能の強化及び安定の確保をいかに図っていくかが重要な課題である。

（１）業態を超えて合併等を行った金融機関による資金供給

金融機関の業態によって業務範囲に差があることから、業態を超えて合併等を行った後の金融機関が、従前の業務を法令上行うことができなくなる場合がある。このため、現行法上、合併等の後に行うことができない業務について、利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合には、合併等の日における契約総額を超えない範囲内で、期間を定めて当該業務を整理する計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けることで、当該業務を継続できる特例が設けられている。

しかし、契約総額に関する制約（合併又は転換の日の契約の総額の範囲内）や期間の制限は、例えば災害時や経済危機時に、既存の取引先に対する十分な資金供給の支障となり得るものである。

（２）合併又は転換を行った金融機関を所属の金融機関とする銀行代理業者等の業務の継続

現行法には、合併又は転換前の金融機関の業態の根拠法に基づき、許可を取得した銀行代理業者等（以下「代理業者」という）や登録を取得した信用金庫電子決済等代行業者等（以下「電子決済等代行業者」という）が、金融機関の合併又は転換後に改めて合併又は転換後の業態の根拠法に基づく許可・登録等を取得することを不要とするための規定がない。そのため、合併又は転換前の金融機関の業態の根拠法に基づく許可・登録等を受けていた代理業者や電子決済等代行業者が、金融機関の合併又は転換後も引き続き同様の業務を行うためには、改めて合併又は転換後の金融機関の業態の根拠法に基づく許可・登録等を受ける必要がある。合併又は転換を行う金融機関とは別の主体である代理業者や電子決済等代行業者のこうした手続負担が、円滑な業務の継続を阻害する要因となるおそれがある。

（３）地銀等の経営基盤の強化

地銀等には、ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える役割が期待されている。しかし、生産年齢人口の減少や低金利環境の継続など地銀等の経営環境は厳しく、特に人口減少地域では将来的にその役割を十分に果たせなくなるおそれがある。

（４）兼業の代理業者による貸付けの代理・媒介の制限緩和

現行法上、兼業の代理業者による事業者向け貸付けの代理・媒介は、制限されている。具体的には、例えば一般事業との兼業の代理業者について、代理は預金等担保貸付け以外取扱い不可、媒介は預金等担保貸付け及び1,000万円以内の規格化商品以外取扱い不可とされている。このため、今後、人口減少地域などで、銀行等による従来型店舗の維持が困難となりその機能の縮小や廃止を検討せざるを得ない場合に、当該地域において銀行等が果たしていた役割を代替しうる兼

業の代理業者が事業者向け貸付けの代理・媒介を行うことができず、地域の利用者利便が低下するおそれがある。

(5) 破産手続開始の決定を受けた者に対する検査等

現行法上、破綻金融機関等の役職員等に対する破綻金融機関の業務及び財産の状況に関する報告徴求権、破綻金融機関等に対する検査権は預金保険法上の「金融機関」であることが前提となる「破綻金融機関」を対象としている。

しかし、銀行・長期信用銀行（以下「銀行等」）が破産法上の破産手続開始決定を受けた場合には、解散することにより銀行免許が失効し、銀行法・長期信用銀行法上の銀行・長期信用銀行ではなくなるため、当該銀行等は預金保険法上の「金融機関」ではなくなることから、現行規定の下では、破産手続開始決定を受けた銀行等及びその役職員に対しては、本項の権限を行使することができない。

【規制以外の政策手段】

上記課題を解決するに当たっては、上記（1）及び（2）については、現行の法規制の緩和が必要であることから、法律による規制手段の採用が妥当である。上記（3）については、金融機関の経営基盤の強化を図るため金融機関を支援する措置を講じる一方、支援を受ける金融機関が、その支援の前提となる認定を受ける際に提出する経営基盤の強化のための措置の実施に関する計画（以下「実施計画」）に記載した事項を実施しているかどうかを確認し、適正な実施がなされていない場合など、必要に応じて監督上の措置をとることが想定されることから、法律による規制手段の採用が妥当である。また、上記（4）については、現行の規制を緩和するものであることから、法令による規制手段の採用が妥当である。加えて、上記（5）については、銀行等が破産手続開始決定を受けた場合の検査権等に関する措置であることから、法律による規制手段の採用が妥当である。

【課題解決手段】

(1) 合併等の後の金融機関の業務継続の特例（制度改正）

合併等の後の金融機関が、内閣総理大臣の承認を得て、契約総額に関する制約（合併等の日の契約の総額の範囲内）や期間の制限を超えて資金供給を行うことを可能とする規定を整備する。

(2) 金融機関が合併又は転換をした場合における銀行代理業者の許可等の特例（制度創設）

合併又は転換を行う金融機関とは別の主体である代理業者や電子決済等代行業者の上記手続負担を軽減するため、合併又は転換前の業態の根拠法に基づく許可・登録等を合併又は転換後の業態の根拠法の許可・登録等とみなす規定を創設する。併せて、監督上の観点から、代理業者等は、代理業等の許可申請書等に記載すべき事項を記載した書類及び添付書類を、事後的に国に提出することとする。

(3) 実施計画の実施に関する監督規定の整備（制度創設）

地銀等が、地域における基盤的金融サービスの提供を維持し、ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える役割を果たせるよう、地銀等が合併・経営統合等の事業の抜本的な見直しを行う際

の時限的な支援措置として、実施計画を提出し、認定を受けた金融機関は、預金保険機構に対して資金交付契約の締結を求めることを可能とする。本制度において、主務大臣は、当該計画の実施を確保するために必要があると認めるときは、当該計画を提出した金融機関に対し、報告・徴求命令を行うことその他の監督上必要な措置をすることができることとする。

(4) 兼業の代理業者による貸付けの代理・媒介の制限緩和

人口減少地域などにおいて銀行等が従来型店舗を縮小する場合に、既存顧客への対面サービスを可能な限り維持することを目的として、兼業の代理業者が事業者向け貸付けの代理・媒介を行うことを可能とすることとする。

(5) 破産手続開始の決定を受けた者に対する検査等（制度改正）

銀行等が破産手続開始決定を受けた場合にも、預金保険機構が報告・検査権限を行使することができるよう、検査対象に、破産手続開始決定を受けた者を、報告徴求対象に、破産手続開始決定を受けた者の役職員を追加する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

遵守費用が生じうる（3）及び（5）について分析する。

(3) 実施計画の実施に関する監督規定の整備

【遵守費用】

金融機関が提出した実施計画の実施を確保するために必要があると認めるときに、報告・徴求命令その他の監督上必要な措置がとられた場合、当該金融機関に、当該措置に対応するための人員・体制の配置等に係る費用が発生する。

※ 実施計画の認定を申請するかは金融機関の自主的な経営判断によるものであり、現時点で同計画を提出する金融機関の数を推計することはできない。

【行政費用】

国において、実施計画の認定を受けた金融機関に対する報告・徴求命令その他の監督上必要な措置を実施するための監督費用が生じる。

(5) 破産手続開始の決定を受けた者に対する検査等

【遵守費用】

銀行等が破産手続開始決定を受けた場合であっても、破産手続開始決定を受けた者の経営者の

民事責任の追及を目的とした、破産手続開始決定を受けた者の役職員に対する破産手続開始決定を受けた者の業務及び財産の状況に関する報告徴求並びに破産手続開始決定を受けた者に対する検査に対応するための人員・体制の配置等に係る費用が、当該破産手続開始決定を受けた者の役職員及び破産手続開始決定を受けた者に発生する。

※ 銀行等が破産手続開始決定を受けた場合の規定であり、その対象となる金融機関の数を推計することはできない。

【行政費用】

預金保険機構において、破産手続開始決定を受けた者の役職員に対する報告の徴求又は検査に伴う費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和にあたる（１）、（２）及び（４）について分析する。

（１）合併等の後の金融機関の業務継続の特例

合併等の後の金融機関が契約総額に関する制約（合併等の日の契約の総額の範囲内）や期間の制限を超えて資金供給を行うためには、内閣総理大臣の承認を得る必要があるため、国においては、当該金融機関から提出を受けた計画を審査する費用が生じる。

（２）金融機関が合併又は転換をした場合における銀行代理業者の許可等の特例

国においては、代理業の許可等の許認可申請書に記載すべき事項を記載した書類及びその添付書類を受理するが、その審査を行う必要がなくなるため、審査に要する費用が減少する。なお、本特例により許可等を受ける必要がなくなる代理業者等は、金融機関の合併又は転換前から他の業態で同種の許可等を受けていた者であり、追加のモニタリングコストも生じない。

（４）兼業の代理業者による貸付けの代理・媒介の制限緩和

代理業者が新たな業務を追加する場合には、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出る必要があるため、国においては、当該代理業者から提出を受けた届出を受理する費用が生じる。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

（3）実施計画の実施に関する監督規定の整備

実施計画の履行が担保されることにより、当該実施計画の認定を受けた金融機関の経営基盤が強化されることで、基盤的な金融サービスの維持が図られ、その結果当該金融機関によるポストコロナの地域経済の回復・再生を支える役割が発揮される。

（5）破産手続開始の決定を受けた者に対する検査等

銀行等が破産手続開始決定を受けた場合であっても、破産手続開始決定を受けた者の経営者の民事責任の追及を目的とした、破産手続開始決定を受けた者の役職員に対する破産手続開始決定を受けた者の業務及び財産の状況に関する報告徴求並びに破産手続開始決定を受けた者に対する検査が可能となる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

—

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和にあたる（1）、（2）及び（4）について分析する。

（1）合併等の後の金融機関の業務継続の特例

本特例により、例えば、災害時や経済危機時に、契約総額に関する制約や期間の制限を超えて既存の取引先に対し、資金供給を行うことが可能となる。

（2）金融機関が合併又は転換をした場合における銀行代理業者の許可等の特例

本来であれば、合併又は転換前の金融機関の業態の根拠法に基づく許可・登録等を受けていた

代理業者や電子決済等代行業者が、金融機関の合併又は転換後も引き続き同様の業務を行うためには、改めて合併又は転換後の金融機関の業態の根拠法に基づく許可・登録等を受ける必要があるが、本特例により、合併又は転換前の業態の根拠法に基づく許可・登録等を合併又は転換後の業態の根拠法の許可・登録等とみなされることから、改めて許可・登録等を受ける必要がなくなる。

(4) 兼業の代理業者による貸付けの代理・媒介の制限緩和

制限緩和により、銀行等が人口減少地域などにおいて従来型店舗を縮小する場合に、兼業の代理業者による事業者向け貸付けの代理・媒介が可能となる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(1) 合併等の後の金融機関の業務継続の特例

災害時や経済危機時において、合併等の後の金融機関が、既存の取引先に対して、契約総額に関する制約や期間の制限を超えて資金供給を行うことが可能となり、災害や経済危機に対応するための資金繰り支援など、安定的な資金供給が可能となる。

(2) 金融機関が合併又は転換をした場合における銀行代理業者の許可等の特例

合併又は転換前の業態の根拠法に基づく許可・登録等を合併又は転換後の業態の根拠法の許可・登録等とみなすことで、代理業者や電子決済等代行業者の事務負担を軽減し、その業務の継続を容易にすることにより、利用者への継続的な金融サービスの提供に繋がる。

(3) 実施計画の実施に関する監督規定の整備

地銀等による基盤的金融サービスの提供の維持が図られ、その結果ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える役割が果たされることにより、地域経済の活性化に繋がる。

(4) 兼業の代理業者による貸付けの代理・媒介の制限緩和

銀行等が人口減少地域などにおいて従来型店舗を縮小する場合においても、兼業の代理業者による既存顧客への対面の融資サービスを可能な限り維持することを通じて、安定的な資金供給が可能となる。

(5) 破産手続開始の決定を受けた者に対する検査等

破産手続開始の決定を受けた者に対する検査等を可能とすることにより、破綻処理の方法の如何を問わず、破綻金融機関の経営者の民事上の責任追及が容易になり得ることを通じ、ひいては金融機関の適切な経営を促すことに繋がる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

（1）合併等の後の金融機関の業務継続の特例

合併等の後の金融機関が契約総額や期間の制限を超えて利用者に資金供給を行うことを可能とするプラスの効果は、行政費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。

（2）金融機関が合併又は転換をした場合における銀行代理業者の許可等の特例

金融機関の合併又は転換後に改めて代理業者等が合併又は転換後の業態の根拠法に基づく許可・登録等を取得する必要がないプラスの効果は、行政費用の発生といったマイナスの効果を上回る。

（3）実施計画の実施に関する監督規定の整備

金融機関が、ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える役割を果たすプラスの効果は、遵守費用や行政コストの発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。

（4）兼業の代理業者による貸付けの代理・媒介の制限緩和

代理業者が事業者向け貸付けの代理・媒介を行うことを可能とするプラスの効果は、行政費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。

（5）破産手続開始の決定を受けた者に対する検査等

銀行等が破産手続開始決定を受けた場合における、破産手続開始決定を受けた者の経営者の民事責任の追及に向けて検査等を行うことが可能となるというプラスの効果は、遵守費用や行政コストの発生といったマイナスの効果を上回る。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

（１）合併等の後の金融機関の業務継続の特例

【代替案の内容】

契約総額に関する制約や期間の制限を超えて資金供給を行うことを可能とするために、内閣総理大臣の承認を受けることとしているが、当該承認を受けずに契約総額に関する制約や期間の制限を超えて資金供給を行うことを可能とする。

【費用】

行政費用：内閣総理大臣の承認に係る費用が削減される。

【効果】

代替案の場合、承認を経る手続きをせず、合併又は転換後の金融機関が、本来であれば法令上行うことができない業務を契約総額に関する制約や期間の制限を超えて自由に資金供給を行うことが可能となってしまう、競争環境を歪める可能性がある。

【費用対効果】

代替案の場合、本案の場合と比較して、行政費用は削減されるが、競争環境を歪める可能性がある。

以上より代替案で削減が見込まれる効果よりも、本案で得られる便益の方が上回るため、本案を適用することが適切であると考えられる。

（２）金融機関が合併又は転換をした場合における銀行代理業者の許可等の特例

【代替案の内容】

合併又は転換前の業態の根拠法に基づく許可・登録等を受けていた代理業者や電子決済等代行業者の許認可申請書等に記載すべき事項を記載した書類及びその添付書類を、合併又は転換後の金融機関が取りまとめて内閣総理大臣に提出することとする。

【費用】

遵守費用：合併又は転換後の金融機関が取りまとめて提出するコストが生じる。

行政費用：改めて銀行代理業の許可等に係る審査に要する費用が削減される一方、提出を受けた書類を受理する費用は引き続き存在。

【効果】

代替案の場合、改めて代理業者や電子決済等代行業者が許可等の申請をする必要がなくなる。

【費用対効果】

代替案の場合、合併又は転換後の金融機関が代理業者や電子決済等代行業者の許可申請書等に記載すべき事項を記載した書類及びその添付書類を取りまとめて提出するコストが生じる一方、代理業者や電子決済等代行業者が書類を作成するコストや、提出された書類を受理する行政費用

は変わらない。

以上より、代替案は費用については本案よりも増加するが、得られる便益は本案と変わらないため、本案を適用することが適切であると考えられる。

(3) 実施計画の実施に関する監督規定の整備

【代替案の内容】

実施計画制度における、認定を受けた金融機関等に対する報告・徴求命令のみを行うことができることとする。

【費用】

遵守費用：監督上の措置に対応する費用が削減される。

行政費用：監督上の措置を実施する費用が削減される。

【効果】

認定を受けた金融機関等に対する監督上の措置を設けないことにより、実施計画の実施が確保されない可能性が生じる。

【費用対効果】

代替案の場合、金融機関等が報告・徴求命令に対応する費用（遵守費用）や当該規制を実施する費用（行政費用）は、本案よりも削減されると考えられる。

しかし、監督上の措置を設けないことにより、実施計画の実施を確保することができず、その結果、地銀等が地域における基盤的金融サービスの提供を維持し、ポストコロナの地域経済の回復・再生を支える役割を果たすこと、ひいては地域経済の活性化が図られない可能性が生じる。

以上より、代替案は費用については本案より見込まれる削減効果よりも、本案によって得られる便益の方が大きいため本案が適切であると考えられる。

(4) 兼業の代理業者による貸付けの代理・媒介の制限緩和

【代替案の内容】

事業者向け貸付けの媒介について規格化商品に係る制限は緩和するが、代理・媒介について預金等担保貸付けの範囲内で行うとの規制は維持する。

【費用】

行政費用：国において業務範囲拡大の届出を受理する費用は変わらない。

【効果】

預金等担保を超えた事業者向け貸付けの代理・媒介を行うことができないため、事業者に対して十分な資金繰り支援を行えない可能性が生じる。

【費用対効果】

代替案の場合、行政費用は本案と同様である。

しかし、預金等担保を超えた事業者向け貸付けの代理・媒介を行えないため、事業者に対して十分な資金繰り支援を行えず、結果として人口減少地域等において既存の顧客への対面の融資サービスを維持するという目的が達成されない可能性が生じる。

以上より、代替案について、その費用は本案と同様であるが、その便益は本案によって得られる便益を下回るため、本案が適切であると考えられる。

(5) 破産手続開始の決定を受けた者に対する検査等

【代替案の内容】

銀行等が破産手続開始決定を受けた場合に、預金保険機構は、破産手続開始決定を受けた者の役職員に対する報告徴求を行うことはできるが、破産手続開始決定を受けた者に対する検査を行うことができないこととする。

【費用】

遵守費用：銀行等が破産手続開始決定を受けた場合における、破産手続開始決定を受けた者の経営者の民事責任の追及を目的とした、破産手続開始決定を受けた者に対する検査に対応する費用が削減される。

行政費用：預金保険機構において、破産手続開始決定を受けた者に対する検査に伴う費用が削減される。

【効果】

銀行等が破産手続開始決定を受けた場合における、破産手続開始決定を受けた者の経営者の民事責任の追及を十分に預金保険機構がすることができず、金融機関を破綻に至らしめた可能性のある経営者への民事責任の追及が困難となる。

【費用対効果】

代替案の場合、銀行等が破産手続開始決定を受けた場合における検査に対応する費用及び行政費用は、本案に比べて削減される。

しかし、破産手続開始決定を受けた者の経営者の民事責任の追及を目的とした検査を預金保険機構が実施することができず、金融機関を破綻に至らしめた可能性のある経営者への民事責任の追及が困難となるおそれがある。

したがって、代替案は費用については本案より削減が見込めるものの、本案で得られる便益が代替案では実現できない。

以上より、本案は適当と考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

—

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の施行後 5 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本件見直しにより新設・拡充・緩和された規制に係る監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。